	協定項目24-(9)	福祉関係事業の取扱いについて	
		[高齢者福祉事業]	
		(1)シルバー人材センターについては、合併時	に統合するよう働きかける。
	調整方針(案)	補助金については、国の基準に準じて交付	する。
		(2)老人クラブに対する支援については、合併	時に統一した方法で実施する。
		(3)敬老事業については、合併時に統一した方	法で実施する。
Ì			

所管部会・分科会健康福祉部会高齢福祉分科会

項	目	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
シルバー人	(材センター	会員数 591 人 延就労日数 72,621 日 補助基準:国の基準に準じる。 補助金額 15,494 千円 (平成 15 年度)	会員数 159 人 延就労日数 7,531 日 補助基準:なし(事務費等補助) 補助金額 500 千円 (平成 15 年度)	会員数 119人、 延就労日数 4,419日 補助基準:なし(事務費等補助) 補助金額 2,000千円 (平成 15年度)	会員数 169 人 延就労日数 12,093 日 補助基準:なし(事務費等補助) 補助金額 300千円 (平成15年度)	合併時に統合するよう働きかける。補助金は、国の基準に準じて交付する。
		連合会数 1 単位クラブ数 124 会員数 7,026人 単位クラブの構成:主に自治会単位 事務局:連合会事務局	連合会数 1 単位クラブ数 16 会員数 1,075人 単位クラブの構成:概ね自治会単位 事務局:社会福祉協議会	連合会数 1 単位クラブ数 4 会員数 606 人 単位クラブの構成:公民館地区単位 事務局:社会福祉協議会	連合会数 1 単位クラブ数 13 会員数 1,070人 単位クラブの構成:概ね公民館地区 単位 事務局:社会福祉協議会	老人クラプに対する支援については、合併時に統一した方法で実施する。 ・ 単位老人クラプへの補助金は、現在の酒田市の例を基本に、連合会
老人クラフ	Ĵ	補助基準 単位老人クラブへの補助 (均等割) @36,000+ (会員割) @250*会員数 6,221 千円(平成 15 年度)	補助基準 単位老人クラブへの補助 (均等割) @3,600*12 月*16 クラプ 691 千円(平成 15 年度) 連合会への補助(県の基準に準じ	補助基準 単位老人クラブへの補助 (会員割) @360*会員数 234 千円(平成 15 年度)	補助基準 単位老人クラブへの補助 定額 700 千円(平成 15 年度)	への補助は県の基準により実施 する。
		連合会への補助(県の基準に準じる。) 194,000+(®72*会員数) 700 千円(平成 15 年度)	を補助 ( 宗の基準に準 0 る。) 194,000+(®72*会員数 )+事業割 (特別事業実施の場合その 3 分の 1 を補助) 335 千円(平成 15 年度)	連合会への補助 406,000+(®72*会員数) 452 千円(平成 15 年度)	連合会への補助 定額 450 千円(平成 15 年度)	
	市町主催事業	「敬老のつどい」 喜寿・米寿該当者を市民会館に招 待し、式典とアトラクション等を実 施。	町主催事業はなし。(平成15年 度廃止)	「敬老会」 4地区(公民館地区単位)に分かれて、式典とアトラクション等を実施。	「敬老会」 10地区(公民館地区単位)に分かれて、式典とアトラクション等を実施。	敬老事業については、合併時に統一した方法で実施する。 ・ 市町主催の敬老事業は、廃止し、
敬老事業	敬老会開催補助	自治会等地域主催の敬老事業に対し、以下の基準により補助金を支出して支援。 対象者:数え年77歳以上 × 基準額:1,400円	自治会等地域主催の敬老事業に対し、以下の基準により補助金を交付して支援。 対象者:数え年70歳以上 × 基準額:1,500円	町主催事業のみ実施 対象者:数え年75歳以上	公民館主体の敬老事業に対し、以 下の基準により負担金として支出。 対象者:数え年75歳以上 × 基準額:2,200円	自治会等地域主催の敬老事業に対し、数え年75歳以上を対象基準に補助金を交付して支援する。 ・ 75歳以上というのは、補助金の交付基準であり、実際の招待者
	敬老祝品支給	77 歳:賀詞、記念品 88 歳:賀詞、記念品 99 歳:賀詞、記念品 100 歳以上:賀詞、記念品	80 歳:8,000円 88 歳:賀詞 99 歳:賀詞、30,000円 100歳以上:賀詞、100,000円	85 歳以上:5,000 円 88 歳:記念品 99 歳:記念品 100 歳:賀詞、100,000 円 101 歳以上:賀詞、30,000 円	77 歳:賀詞、記念品 88 歳:賀詞、記念品 99 歳:50,000 円 100 歳以上:100,000 円	の年齢は、主催団体の判断により、設定できるものとする。 ・ 補助金及び賀詞、記念品等の交付基準(額)等については、合併時まで調整する。

協定項目24-(9)	福祉関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	[高龄者福祉事業]
<b>诇罡刀</b> 到(余 <i>)</i>	(4)介護予防・地域支え合い事業については、国県の制度に基づき、合併時に統一した方法で実施する。

項	目	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
外出支援サーヒ	ごス事業	対象者:身体状況により移動手段が限ら	対象者:生きがい活動支援通所事業への	対象者: 生きがい活動支援通所事業へ	対象者: 生きがい活動支援通所事業へ	介護タクシーや他の交通手段等を
		れている者の送迎	送迎	の送迎	の送迎	検討し合併時まで調整し実施する。
				身体状況により移動手段が限	身体状況により移動手段が限	
				られている者の送迎	られている者の送迎	
				65 歳以上の者で移動手段が無		
				い者の送迎		
		利用料:無料	利用料:無料	利用料:町内無料、余目・立川町片道 250	利用料:片道 150 円 	
	L LET XXV -			円、酒田市片道 500 円		
寝具類等洗濯乾	<b>Z燥消毒</b>		者のみの世帯及びこれに準ずる高齢者で、 			利用回数、利用料は合併時まで調整
サービス事業		利用回数:年4回	利用回数:年2回	利用回数:年2回	利用回数:年3回	し、新市全域で実施する。
		利用料:費用の1割負担	利用料:費用の1割負担	利用料:費用の1割負担	利用料: 260 円	
軽度生活援助事	業	対象者:概ね65歳以上の単身高齢者、	実施していない。	実施していない。	対象者:概ね65歳以上の単身高齢者、	利用料は合併時まで調整し新市全
		高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世			高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世	域で実施する。
		帯に属する高齢者であって、疾病、痴			帯に属する高齢者であって、疾病、痴	
		呆、虚弱等の理由で作業を行うことが BXXXX			呆、虚弱等の理由で作業を行うことが RXXXX	
		困難な者。 内容:居室内の清掃、買い物、除雪等の			困難な者。 内容:居室内の清掃、買い物、除雪等の	
		の合・店室内の肩胛、負い物、除当寺の 家事支援			内谷・店室内の肩挿、負い物、味当寺の   家事支援	
		利用料:30分110円、60分210円			- 多争文技   利用料:60分:80円と100円	
 訪問理美容サー	- ビュ車光	対象者:概ね65歳以上で、疾病その他	│ │ 対象者: 概ね65歳以上で、疾病その他	 実施していない。	対象者:概ね65歳以上で、疾病その他	
初回任夫谷リー	「し入尹未	の理由により、理容又は美容に行くこ	の理由により、理容又は美容に行くこ	关心 していない。 	対象句・概はもう成以上で、疾病での他 の理由により、理容又は美容に行くこ	酒田巾、八幡町、千田町の例により   新市全域で実施する。
		とができない者	とができない者		とができない者	新印主域で美肥する。
		出張費として 1,000 円助成	出張費として 1,000 円助成		出張費として 1,000 円助成	
		6回/年			6回/年	
		対象者:介護保険制度施行前にデイサー	3日 7	対象者:要介護認定において自立と判定	31,7   31,7   32   33   34   35   35   35   35   35   35	│ │ 対象者の範囲や地域区分の調整を
	デイサービスセン	ビスを利用しており、要介護認定にお	された者	された者	家に閉じこもりがちな者	図り酒田市の例により、新市全域で実
自立者デイサ	ターで実施する自	いて自立と判定された者	Civicia	C100CH	3.12,3300000000000000000000000000000000000	施する。
ービス	立者デイサービス	経過措置事業。 				
		対象範囲:市内全域	   対象範囲:町内全域	対象範囲:町内全域	   対象範囲:町内全域	
		委託先:デイサービスセンター	│ │ 委託先:社会福祉協議会、デイサービス	委託先:社会福祉協議会	   委託先:デイサービスセンター	
			センター			
介護予防とし	公民館地区、地域	対象者:自立高齢者	実施していない。	対象者: 概ね65歳以上の単身高齢者で、	実施していない。	
て閉じこもり	単位を対象とした			家に閉じこもりがちな者		
を防止するサ	ミニデイサービス	対象範囲:公民館地区単位で市内全地区		対象範囲:公民館地区単位		
ービス		委託先:JA庄内みどり		委託先:社会福祉協議会		
	白公人学说点去社会	対象者:自立ではあるが、閉じこもりが	実施していない。	実施していない。	実施していない。	
	自治会等単位を対象 としたミニデイサー	5 70 赤行(7) 困難 7 高殿者				
	ビス	対象範囲:自治会単位				
		委託先:在宅介護支援センター				
	自治会等単位が主体	対象者:自立高齢者	実施していない。	実施していない。	実施していない。	
	となったミニデイサ	対象範囲:自治会単位				
	ービス					
		委託先:自治会				

協定項目24-(9)	福祉関係事業の取扱いについて	
细軟亡4/安)	[高齢者福祉事業]	
調整方針(案)	(4)介護予防・地域支え合い事業については、	国県の制度に基づき、合併時に統一した方法で実施する。

項 目	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /		ТАЩРЈ		酒田市の例により新市全域で実施す
	   内容:日常生活及び家事に対する支援	<b>ర</b> .			
	利用者負担: 60分 210円	利用者負担:60分	利用者負担:60分 100円	利用者負担:60分	
	90 分 300 円	町民税非課税 150円		町民税非課税 200 円	
	120 分 380 円	課税者 450 円		課税者 300 円	
配食サービス	対象者:おおむね65歳以上の単身、	実施していない。	対象者:おおむね65歳以上の単身、	高齢者のみの世帯及びこれに準ずる高齢	酒田市の例を基本に合併時まで調整
	高齢者のみの世帯及びこれに準ず		者で、老衰、心身の障害及び何	<b>傷病等の理由により、食事の調理が困難</b>	し、新市全域で統一した方法で実施す
	る高齢者で、老衰、心身の障害及び		である者		る。
	傷病等の理由により、食事の調理が				
	困難である者				
	利用者負担:普通食 400円、		利用者負担: 200円	利用者負担: 165 円	
	治療食 500円				
家族介護慰労事業	対象者:在宅において、次のいずれにも	1市3町差異がない事業であり、国、			
	要介護4若しくは5又はそれに相当	県の基準等に準じ現行のとおり新市			
	市民税非課税世帯の高齢者	全域で実施する。			
	過去1年間介護保険のサービス(年				
	交付額:年間 100,000 円				
緊急通報システム	対象者: おおむね65歳以上の者	対象者: おおむね65歳以上の者のる	みの世帯	対象者: おおむね65歳以上の者	設置の対象者については、酒田市、平
	のみの世帯及びこれに準ずる世帯	身体障害者のみの世帯		のみの世帯及びこれに準ずる世帯	田町の例により、また利用者負担につ
	に属する者			に属する者	いては、合併時まで調整して新市全域
	身体障害者のみの世帯及びこれ			身体障害者のみの世帯及びこれ	で実施する。
	に準ずる世帯に属する身体障害者			に準ずる世帯に属する身体障害者	
	利用者負担:所得税が課税されている	利用者負担:なし			
	者と同一の世帯に属している利用				
	者は機器賃貸代を支払う				

協定項目24-(9)	福祉関係事業の取扱いについて
细較亡 <b>分(安)</b>	[高龄者福祉事業]
調整方針(案)	(5)介護用品の支給サービス等については、酒田市の例を基本に合併までに調整する。

項	目	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
介護用品の 支給サービス 等(酒田市「ほっとふくし券 事業」)	紙オムツの助成	対象者:常時の失禁がある者				酒田市の例を基本に合併時まで調整し、 新市全域で実施する。
李朱 ] )		交付要件:次のいずれにも該当する者 介護保険料段階が第1段階から 第3段階までの者 要介護認定において要介護1以 上と認定された者	交付要件: 市町村民税非課税世帯に属する 在宅の高齢者を現に介護してい る者 痴呆性高齢者を介護している者	交付要件: 市町村民税非課税世帯に属する 在宅の高齢者を現に介護してい る者 市町村民税課税世帯に属し、常時 失禁に状態にある寝たきり高齢 者、身体障害者手帳1級若しくは 2級の者及び療育手帳重度の者 を介護している者。所得税課税・ 非課税により支給限度額を設定。	交付要件: 本人及び同居世帯生計中心者の前 年の所得税が30,000円未満の者	
	サービス利用料の助成	次のいずれかに該当する者 ・介護保険料段階が第1段階又は第2 段階に該当する者 ・要介護認定において要介護3以上であり、かつ、介護保険料が第3段階に該当する者 サービス内容 ・訪問介護、 訪問入浴介護、 訪問介護、 訪問リハビリテーション、 短期入所生活介護、 短期入所生活介護、短期入所療養介護、 福祉用具貸与、 居宅介護福祉用具購入、 居宅介護住宅改修、 市福祉乗合バス条例に規定する回数使用料、 タクシー運賃、 配食サービス事業の利用者負担	実施していない。	実施していない。	実施していない。	

協定項目24-(9)	福祉関係事業の取扱いについて
细軟大針(安)	[児童福祉事業]
調整方針(案)	(1)保育所については、現行の運営方針に基づき新市に引き継ぎ、合併後においても民間移管、統合再編など、効率的な運営形態を目指すものとする。

所管部会・分科会健康福祉部会児童福祉分科会

#### 公立保育園

乙基体自國		*		1											
	酒田市				八幡町				松山町				平田町		
保育園名	定員	入所児童数	定員充足率	保育園名	定員	入所児童数	定員充足率	保育園名	定員	入所児童数	定員充足率	保育園名	定員	入所児童数	定員充足率
若竹保育園	60	62	103.3%	八幡保育園	120	128	106.7%	朝日園	120	83	69.2%	仁助新田保育園	60	49	81.7%
亀ヶ崎保育園	100	120	120.0%	市条保育園	70	68	97.1%	ひばり園	45	21	46.7%	楢橋保育園	60	56	93.3%
若浜保育園	70	84	120.0%					みどり園	60	53	88.3%	平田保育園	100	101	101.0%
浜田保育園	90	94	104.4%												
松陵保育園	90	96	106.7%												
若宮保育園	90	89	98.9%												
北新橋保育園	90	106	117.8%												
本楯保育園	80	73	91.3%												
計	670	724	108.1%	計	190	196	103.2%	計	225	157	69.8%	計	220	206	93.6%

保育園の状況及び入所児童数は平成16年1月1日現在の状況で管外からの受託児童は含まない。

#### 参考 法人立保育園

酒田市						
保育園名	定員	入所児童数	定員充足率			
報恩会保育園	90	103	114.4%			
小鳩保育園	80	104	130.0%			
宮野浦保育園	90	105	116.7%			
泉保育園	60	80	133.3%			
西荒瀬保育園	55	72	130.9%			
宮海保育園	60	53	88.3%			
新堀保育園	90	91	101.1%			
広野保育園	60	79	131.7%			
浜中保育園	75	88	117.3%			
黒森保育園	60	67	111.7%			
十坂保育園	90	117	130.0%			
東平田保育園	80	87	108.8%			
中平田保育園	60	78	130.0%			
北平田保育園	60	73	121.7%			
上田保育園	45	57	126.7%			
鳥海保育園	45	50	111.1%			
計	1,100	1,304	118.5%			

保育園の状況及び入所児童数は平成16年1月1日現在の状況で管外からの受託児童は含まない。

3 2 4 - (9) 福祉関係事業の取扱いについて			
方針(案) [児童福祉事業] 方針(案) (8、) (現在地場 (8、) (現在地場 (8、) (8、) (8、) (8、) (8、) (8、) (8、) (8、)		_	
(2)保育料については、現行の	とおりとし、段階的に調整し、5年を目途に統一す	రం.	
		所管部	昭会・分科会 健康福祉部会 児童福祉分科会
	八幡町	松山町	平田町
[酒田市の保育所における保育の実施に関する条例]	【平田町保育の実施に関する条例】	【松山町保育所保育の実施に関する条例】	【平田町保育の実施に関する条例】
(委任)	(申請手続等)	(補則)	(申請手続等)
第3条 この条例に定めるもののほか、申込手続及び法(児童福祉法)第56条第3項の規定により徴収する額に関する事項その他この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。		第3条 この条例に定めるものの外、申込み手続その他保育の実施に関し必要な事項は、町長が別にこれを定める。	第3条 この条例に定めるものの外、申請手続その他保育のに関し必要な事項は、町長が別にこれを定める。
【酒田市保育費用徴収規則】	【八幡町保育所費用徴収規則】	【松山町保育所費用徴収規則】	【平田町保育所費用徴収規則】
(保育料の決定)	(保育料の決定)	(保育料の決定)	(保育料の決定)
第3条 市長は、保育を実施するときは、扶養義務者の負担能力等について必要な調査を行い、別表に定めることろにより、その徴収する費用(以下「保育料」という。)の額を決定するものとする。		第3条 町長は、入所保育の実施を採ったときは、当該児童の扶養義務者の負担能力について必要な調査を行い、別表に定めることろにより、その徴収する費用(以下「保育料」という。)の額を決定するものとする。	負担能力について必要な調査を行い、別表に定めることろ
別表の要約(以下のとおり) (平成15年度保育料徴収基準額)	別表の要約(以下のとおり) (平成15年度保育料徴収基準額)	別表の要約(以下のとおり) (平成15年度保育料徴収基準額)	別表の要約(以下のとおり) (平成15年度保育料徴収基準額)
階層 A 定義:生活保護世帯	<b>第1階層</b> 定義:生活保護世帯	<b>第1階層</b> 定義:生活保護世帯	<b>第1階層</b> 定義:生活保護世帯
(3歳未満児 0円 3歳児 0円 4歳以上児 0円)	(3歳未満児 0円 3歳児 0円 4歳以上児 0円)	(3歳未満児 0円 3歳児 0円 4歳以上児 0円)	(3歳未満児 0円 3歳児 0円 4歳以上児 0円
階層 B 定義 = 市町村民税非課税世帯	第2階層 町民税非課税世帯	第2階層 定義=市町村民税非課税世帯	第2階層 定義 = 市町村民税非課税世帯
(3歳未満児 7,000円 3歳児 6,000円	(3歳未満児 5,400 円 3歳児 3,600 円	(3歳未満児 6,370 円 3歳児 4,770 円	(3歳未満児 6,000 円 3歳児 4,000 円
4歳以上児 6,000円)	4歳以上児 3,600円)	4歳以上児 4,770円)	4歳以上児 4,000円)
階層C 定義 = 市町村民税課税世帯	第3階層 定義=町民税課税世帯	第3階層 定義 = 市町村民税課税世帯	第3階層 定義 = 市町村民税課税世帯
(3歳未満児 16,000 円 3歳児 13,000 円、	(3歳未満児 11,900 円 3歳児 10,000 円、	(3歳未満児 14,440円)	(3歳未満児 14,500円 45以上児 44,000円)
4歳以上児 13,000円)	4歳以上児 10,000円)	3歳児 12,310 円 4歳以上児 12,310 円) 第4階層 定義 = 所得税額 64,000 円未満の世帯	3歳児 11,900円 4歳以上児 11,900円)
<b>階層D1</b> 定義 = 所得税額 5,000 円未満 (3歳未満児 21,000 円 3歳児 18,000 円	<b>第4階層</b> 定義 = 所得税額 64,000 円未満の世帯 (3歳未満児 22,400 円 3歳児 20,200 円	<b>第4階層</b>	<b>第4階層</b> 定義 = 所得税額 64,000 円未満の世帯 (3歳未満児 20,000 円 3歳児 17,000 円
4歳以上児 18,000円)	4歳以上児 19,600円)	4歳以上児 21,240円)	4歳以上児 17,000円)
<b>階層D2</b> 定義 = 所得税額 5,000 円以上 32,000 円未満 (3歳未満児 26,000 円 3歳児 23,000 円 4歳以上児 23,000 円) <b>階層D3</b> 定義 = 所得税額 32,000 円以上 64,000 円未満 (3歳未満児 30,000 円 3歳児 27,000 円 4歳以上児 27,000 円	+ MX EX II 19,000 [])	+ MX PX JU	+MX XX 7 L 17,000 ( ] )
<b>階層D4</b> 定義 = 所得税額 64,000 円以上 112,000 円未満	第5階層 定義 = 所得税額 64,000 円以上 160,000 円未満	<b>第5階層</b> 定義 = 所得税額 64,000 円以上 160,000 円未満	   <b>第5階層</b> 定義 = 所得税額 64,000 円以上 160,000 円未満
(3歳未満児 38,000円 3歳児 33,000円	(3歲未満児 35,600 円 3歲児 26,900 円	(3歳未満児 36,100 円 3歳児 30,790 円	(3歲未満児 32,000円 3歲児 28,300円
4歳以上児 33,000円)	4歳以上児 24,900 円)	4歳以上児 30,790円)	4歳以上児 28,300円)
<b>階層D5</b> 定義 = 所得税額 112,000 円以上 160,000 円未満(3歳未満児 46,000 円 3歳児 34,000 円			
4歳以上児 34,000円) (次のページに続く)	(次のページに続く)	(次のページに続く)	(次のページに続く)

協定項目24-(9)	福祉関係事業の取扱いについて
细 <b>数</b> 亡 针 / 安 \	[児童福祉事業]
調整方針(案)	(2)保育料については、現行のとおりとし、段階的に調整し、5年を目途に統一する。

酒 田 市	八幡町	松 山 町	平 田 町
(続き)	(続き)	(続き)	(続き)
<b>階層 D 6</b> 定義 = 所得税額 160,000 円以上 408,000 円未満(3歳未満児 49,000 円 3歳児 36,000 円 4歳以上児 36,000 円)	第6階層 定義 = 所得税額 160,000 円以上 408,000 円未満	第6階層 定義 = 所得税額 160,000 円以上 408,000 円未満	第6階層 定義 = 所得税額 160,000 円以上 408,000 円未満
	(3歳未満児 46,200 円 3歳児 30,700 円	(3歳未満児 45,450 円 3歳児 35,040 円	(3歳未満児 45,200 円 3歳児 29,200 円
	4歳以上児 29,000 円)	4歳以上児 35,040 円)	4歳以上児 29,200 円)
<b>階層D7</b> 定義 = 所得税額 408,000 円以上	第7階層 定義 = 所得税額 408,000 円以上	第7階層 定義 = 所得税額 408,000 円以上	第7階層 定義 = 所得税額 408,000 円以上
(3歳未満児 51,000 円 3歳児 38,000 円	(3歳未満児 48,000 円 3歳児 37,200 円	(3歳未満児 50,970 円 3歳児 37,170 円	(3歳未満児 48,500 円 3歳児 31,300 円
4歳以上児 38,000円)	4歳以上児 32,200円)	4歳以上児 37,170円)	4歳以上児 31,300円)
同時入所2子以上の場合の取扱	同時入所2子以上の場合の取扱	同時入所2子以上の場合の取扱	同時入所2子以上の場合の取扱
(別表 備考3)	(基準表 備考9)	(基準表 備考7)	(基準表 備考4)
同一世帯から2人以上の児童が入所している場合における保育料月額は、第2子の児童については3分の1の額(10円未満切り捨て)とし、第3子以降の児童は無料とする。	·第2~第4階層 同一世帯2人入所 年少児を1/2	·第2~第4階層 同一世帯2人入所 年少児を1/2	·第2~第4階層 同一世帯2人入所 年少児を1/2
	·第2~第4階層 同一世帯3人以上入所 最年少児を1/10 ·第5~第7 同一世帯2人入所 年長児を1/2 ·第5~第7 同一世帯3人以上入所 最年長児を1/10	<ul> <li>・第2~第4階層 同一世帯3人以上入所 最年少児を1/10</li> <li>・第5~第7 同一世帯2人入所 年長児を1/2</li> <li>・第5~第7 同一世帯3人以上入所 最年少児を1/10</li> </ul>	・第2~第4階層 同一世帯3人以上入所 最年少児を1/10 ・第5~第7 同一世帯2人入所 年少児を1/2 ・第5~第7 同一世帯3人以上入所 最年少児を1/10
母子世帯等の取扱	母子世帯等の取扱	母子世帯等の取扱	母子世帯等の取扱
「母子世帯」「在宅障害児(者)のいる世帯」等については、上記に関わらず以下のとおりとする。	「母子世帯」「在宅障害児(者)のいる世帯」等については、上記に関わらず以下のとおりとする。	「母子世帯」「在宅障害児(者)のいる世帯」等については、上記に関わらず以下のとおりとする。	「母子世帯」「在宅障害児(者)のいる世帯」等については、上記に関わらず以下のとおりとする。
B階層:3歳未満児 0円 3歳以上児 0円	第2階層:3歳未満児 0円 3歳以上児 0円	第 2 階層: 3 歳未満児 0 円 3 歳以上児 0 円 第 3 階層: 3 歳未満児 10,800 円 3 歳以上児 8,400 円 第 4 階層: 3 歳未満児 14,500 円 3 歳以上児 11,500 円	第 2 階層: 3 歳未満児 0 円 3 歳以上児 0 円 第 3 階層: 3 歳未満児 13,500 円 3 歳以上児 10,900 円
「平成 15 年度保育所の国徴収基準及び 1 市 3 町の徴収基準	「平成 15 年度保育所の国徴収基準及び 1 市 3 町の徴収基準	「平成 16 年度保育所の国徴収基準及び 1 市 4 町の徴収基準	「平成 15 年度保育所の国徴収基準及び 1 市 3 町の徴収基準
比較表」(別紙のとおり)	比較表」(別紙のとおり)	比較表」(別紙のとおり)	比較表」(別紙のとおり)

協定項目24-(9)	福祉関係事業の取扱いについて
细 <b>数</b> 亡 针 / 安 \	[児童福祉事業]
調整方針(案)	(2)保育料については、現行のとおりとし、段階的に調整し、5年を目途に統一する。

所管部会・分科会 健康福祉部会 児童福祉分科会

### 保育所の国徴収基準及び1市3町の徴収基準額比較表

	国	の徴収基準				酒	田市				八幡甲	Ţ			松	山町			平	田町	
階層	X	分	3 歳未満	3 歳以上	階層	区分	3 歳未満	3 歳以上	階層	区分	3 歳未満	3 歳児	4 歳以上	階層	区分	3 歳未満	3 歳以上	階層	区分	3 歳未満	3 歳以上
第1	生活保証	護世帯	0	0	Α	国と同じ	0	0	第1	国と同じ	0	0	0	第1	国と同じ	0	0	第1	国と同じ	0	0
第2	前年度分の市	非課税母子等	0	0	В 0	国と同じ	0	0	第2	国と同じ	0	0	0	第2	国と同じ	0	0	第 2	国と同じ	0	0
	町村民税の額	非課税世帯	9,000	6,000	B 1	国と同じ	7,000	6,000		国と同じ	5,400	3,600	3,600		国と同じ	6,370	4,770		国と同じ	6,000	4,000
第3	が次の世帯	課税世帯	19,500	16,500	С	国と同じ	16,000	13,000	第3	国と同じ	11,900	10,000	10,000	第3	国と同じ	14,440	12,310	第3	国と同じ	14,500	11,900
第4	前年分の所得	64,000 未満	30,000	27,000	D 1	5,000	21,000	18,000	第4	64,000	22,400	20,200	19,600	第4	64,000	24,000	21,240	第4	64,000	20,000	17,000
	税課税世帯			保育単価		未満				未満					未満		- - -		未満		
				上限	D 2	5,000~	26,000	23,000					į								
						32,000															
					D 3	32,000 ~	30,000	27,000													
						64,000							<u> </u>								
第5		64,000 以上	44,500	41,500	D 4	64,000 ~	38,000	33,000	第5	64,000 ~	35,600	26,900	24,900	第5	64,000 ~	36,100	30,790	第5	64,000 ~	32,000	28,300
		160,000 未満		保育単価		112,000				160,000					160,000				160,000		
				上限																	
					D 5	112,000 ~	46,000	34,000													
						160,000															
第6		160,000以上	61,000	58,000	D 6	160,000 ~	49,000	36,000	第6	1	46,200	30,700	29,000	第6	·	45,450	35,040	第6	160,000 ~	45,200	29,200
		408,000 未満		保育単価 上限		408,000				408,000					408,000				408,000		
第7		408,000 以上	80,000	77,000	D 7	408,000	51,000	38,000	第7	408,000	48,000	37,200	32,200	第7	408,000	50,970	37,170	第7	408,000	48,500	31,300
			保育単価	1		~	,	,		~	,	,	<b>!</b>		~	,			~	,	ŕ
			上限	上限									•								
	第2~第4額の高	 高い方			同一	同一世帯第2子1/3 第2			第2	~ 第 4				第 2 ·	~ 第 4			第2	~ 第 4		
	第5~第7の低い	1方			同一	世帯第3子以	人降無料		同	一世帯 2 人入	、所 年少り	見を 1/2		同	ー世帯 2 人 <i>入</i>	、所 年少り	見を 1/2	同一世帯 2 人入所 年少児を 1/2			
l	同一世帯第2子1/2		同	一世帯 3 人以	人上入所 量	景年少児を	1/10	同	一世帯 3 人以	人上入所最好	∓少児を	同	一世帯 3 人以	上入所最年	■少児を						
備	第 3 子以降 1/10								第 5 ~ 第 7							1/10	1/10				
考										一世帯 2 人入					~ 第 7				~ 第 7		
										一世帯3人以			1/10		一世帯 2 人 <i>入</i>				一世帯 2 人入		
									*同	時入所の取扱	は国と同し	ز		*同  	時入所の取扱	は国と同し	ز	同	一世帯 3 人以	上人所最年	
					<u> </u>									<u> </u>				<u> </u>			1/10

	協定項目24-(9)	福祉関係事業の取扱いについて
	<b>迪</b> 數十分 / 势 /	[児童福祉事業]
	調整方針(案)	(3)延長保育、一時保育事業については、合併時まで調整し統一した方法により実施する。

所管部会・分科会 健康福祉部会 児童福祉分科会

### 延長保育

内容	保育所において保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間の前後の時間におおむね30分間時間を延長して児童を保育する。					
市町名	酒田市	八幡町	松山町	平田町		
	浜田保育園	八幡保育園	朝日園	平田保育園		
実施保育園	亀ヶ崎保育園	市条保育園		楢橋保育園		
	松陵保育園			仁助新田保育園		
時間	午前7時~午後7時	午前7時15分~午後6時30分	午前7時~午後6時30分	午前7時30分~午後7時		
利用料金	日額 300円	無料	無料	無料		
	(月額 3,000 円を上限)					

### 一時保育

内容	児童が保育所に入所していない家庭において、育児疲れの解消、冠婚葬祭や保護者の急病、短期間勤務などによって一時的に児童を保育することが困難と なった場合に保育園において児童を保育する。					
市町名	酒田市	八幡町	松山町	平田町		
	若浜保育園	八幡保育園		平田保育園		
実施保育園		市条保育園	実施なし	楢橋保育園		
				仁助新田保育園		
時間	午前8時30分~午後4時	午前8時30分~午後3時45分		午前8時30分~午後5時15分		
利用形態	1日単位	1日単位		1日単位		
利用料金	3歳未満児童 2,500円	3歳未満児童 2,500円		3歳未満児童 1,900 円		
个小门个十五	3歳以上児童 1,500円	3歳以上児童 1,500 円		3歳以上児童 1,100 円		

協定項目24-(9)	福祉関係事業の取扱いについて
细軟亡4 / 安 \	[児童福祉事業]
調整方針(案)	(4)通園バス運営事業については、地域の事情に配慮し、現在事業実施の地域では当面運行することとするが、運行形態及び個人負担について、合併後速やかに基本的統一を図る。

所管部会・分科会 健康福祉部会 児童福祉分科会

## 保育所通園バス

市町名	酒田市	八幡町	松山町	平田町
内 容	実施していない	保育園専用バス1台 (町所有) 鳥海八森観光(株)に委託 町福祉乗合バスを利用 (町所有) 鳥海八森観光(株)に委託	福祉バス1台 (町所有) 松山観光タクシ - (有)に委託 保育所専用バス1台 (町所有) 松山観光タクシ - (有)に委託	福祉バス1台 (町所有) 社会福祉協議会に委託 町有バス2台 (町所有) 平田交通(株)に委託
利用児童数	-	約60人	約110人	約80人
運行協力費等	-	無料	約 2,900 円 / 月	2,800 円 / 月

協定項目24-(9)	福祉関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	[児童福祉事業]
<b>神罡刀到(余</b> )	(5)子育て支援事業については、合併時まで調整し統一した方法で実施する。

調整項目	酒 田 市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
児童手当 児童扶養手当 特別児童扶養手当	児童手当【国制度】······就学前の 児童扶養手当【国制度】·····母子家庭 特別児童扶養手当【国制度】···障害児養	あり。	1市3町で差異が無く、国の制度に基づき、現行のとおり新市全域で実施する。		
障害児支援費 (居宅介護:ヘルパー) (デイサービス) (短期入所)	障害児支援費【国制度】・・・法令に基づき うものである	に対して一定の公費負担によりサービス対価を支払	1市3町で差異が無く、国の制度に基づき、現行のとおり新市全域で実施する。		
児童補装具交付事業 重度心身障害児日常生活 用具給付事業	児童補装具交付事業[国制度]····· 重度心身障害児日常生活用具給付事業	:一定の公費負担を行うものである。 .に関し、法令に基づき一定の公費負担を行うもので	1市3町で差異が無く、国の制度に基づき、現行のとおり新市全域で実施する。		
障害児保育·乳児保育	実施	実施	実施	実施	
	保育士加配基準	保育士加配基準	保育士加配基準	保育士加配基準	
0歳児	3:1	3:1	3:1	3:1	
1歳児	3:1	6:1	6:1	6 : 1	
2歳児	5:1	6:1	6:1	6 : 1	
3歳児	15:1	2 0 : 1	2 0 : 1	20:1	
4歳児	2 0 : 1	3 0 : 1	3 0 : 1	30:1	
5歳児	2 0 : 1	3 0 : 1	3 0 : 1	30:1	保育士の加配(増員配置)の基準に差
障害児加算(重度)	2:1	1名加配(無資格の場合有)	なし	障害程度に応じて	■ 異があるので合併時まで調整し、統一し ■ た方法で実施する。
障害児加算(軽度)	4:1	なし	なし	障害程度に応じて	た月本で美心する。
重度障害児基準	特児1級(肢体·知的)	特児1級(肢体·知的)	特児1級(肢体·知的)	特児1級(肢体·知的)	
軽度障害児基準	特児2級·多動児相当	なし	障害程度に応じて	障害程度に応じて	
乳児調理員加算	5ヶ月~14ヶ月児の材所	なし	なし	なし	
主任保育士の取扱い	加配に含む	加配に含む	加配に含む	加配に含む	
所長(有資格者)の取扱い	加配の対象外	加配の対象外	加配の対象外	加配の対象外	
重度心身障害時養育手当 支給事業	酒田市重度心身障害児養育手当	八幡町心身障害児養育手当	重度心身障害児養育手当	平田町心身障害児童手当	
対象	身障1~3級·知的IQ50未満	身障1~3級 知的(町長が常に介護を要すると認める者)	身障手帳·療育手帳A	身障手帳·療育手帳	支給単価を月額3千円に調整し、対象
対象年齢	20歳未満	20歳未満	20歳未満	3歳~20歳未満	者は、20歳未満の身体障害者手帳及び
月単価	4,000円	5,000円	5,000円	4,000円	<ul><li>─ 療育手帳が交付されている者とし、合併</li><li>─ 時に新市全域で実施する。</li></ul>
所得制限	なし	所得税50,000円以下	なし	なし	→ 時に初印王城で夫肥する。
実績 件数 金額	55名 230万円	8名 42万円	8名 48万円	12名 57万円	

	協定項目24-(9)	福祉関係事業の取扱いについて
•	調整方針(案)	[児童福祉事業]
		(5)子育て支援事業については、合併までに調整し、統一した方法で実施する。

所管部会・分科会健康福祉部会児童福祉分科会

知 赤 石 口	;= n →	/\	+/\ .l. mT	77 m m	는데 하다 구·스티
調整項目	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
遺児教育手当	酒田市遺児教育扶助費	八幡町遺児教育手当	_	平田町遺児教育手当	-
根拠	要網	条例・規則		条例	所得税非課税世帯、義務教育期間 を支給用件とし、単価は片親2千円、
対象世帯	母子・父子・両親なし	母子・父子・両親なし	_	母子・父子・両親なし	
対象児童年齢	小·中(義務教育)	小·中(義務教育)	4川麻 4	小・中・高(在学者のみ)	
月単価(片親)	2,000円	3,000円	制度なし	3,000円	両親なし4千円とし、合併時に新市全
月単価(両親)	3,000円	5,000円		域で実施する。	
所得制限	所得税非課税	所得税 50,000円以下	_	所得税 50,000円以下	-
実績の件数の金額	322名 890万円	20名 107万円	_	49名 249万円	_
支給回数(時期)	2回(9月·3月)	2回(9月·3月)		2回(9月·3月)	
養育サポートママ派遣事業	すこやか養育サポートママ派遣事業			平田町多胎児養育支援事業	
(多胎児支援事業)		- - - 制度なし -		(要綱)	
対象	3人以上の多胎児養育保護者			3人以上の多胎児養育保護者	
期間	出産日から3年の月末			退院時から3年以内	
	出産~1年:8時間/日		制度なし	出産~1年:8時間/日以内	A 0/
派遣区分	1年~2年:6時間/日			1年~2年:6時間/日以内	合併時まで支援内容等を調整し、新
+ 62	2年~3年:4時間/日			2年~3年:4時間/日以内	│ 市全域で実施する。 │
内容	育児・家事全般			育児・家事全般・関係機関との連絡	_
利用者負担	なし			100円 / 1時間	_
実施機関	酒田市社協委託			社会福祉法人等の団体への委託可	_
委託単価	1,470円/1時間			1,000円/1時間	_
派遣中止事由	在宅乳幼児3人未満(保育所入所等)			なし	
 出産祝金			よい子誕生祝金	ミスミっ子誕生祝金	
制度根拠			要綱	条例	-
対象世帯	-		第3子以上	第3子以上	-
支給額	- 制度なし	制度なし	出生時 50,000円	出生時 70,000円 小学校入学時 50,000円	合併時に廃止する。
実績 件数 金額			6件 30万円	出生時 10 件 小学校入学時 15 件 145万円	
住所要件			あり	あり	
母子寡婦福祉会補助	なし(事業委託料として支出)	補助金 80,000円	補助金18,000円	補助金27,000円	母子会の一本化を前提に、補助金 支出は廃止し、事業実施にかかる委託 料として、合併時に実施する。

	協定項目24-(9)	福祉関係事業の取扱いについて
田南子公 / 安	细 <b>数</b> 亡 针 / 安 \	[児童福祉事業]
	調整方針(案)	(5)子育て支援事業については、合併までに調整し、統一した方法で実施する。

調整項目	酒 田 市	八幡町	松 山 町	平田町	調整方針
子育て支援センター	設置場所:松陵保育園 事業内容: 育児相談 育児サークル支援 特別保育の積極的実施 情報提供	設置場所:八幡保育園 事業内容: 育児相談 育児サークル支援 特別保育の積極的実施 情報提供	設置場所:朝日園 事業内容: 育児相談 育児サークル支援 特別保育の積極的実施 情報提供	設置場所:平田保育園 事業内容: 育児相談 育児サークル支援 特別保育の積極的実施 情報提供	事業内容に差異が無く、現行のとおり 現在実施している設置場所で継続して 実施する。
児童センター	酒田市児童センターを設置 事業内容: 児童の個別及び集団指導 子供会等の地域組織活動の育成 助長 酒田ファミリーサポートセンターを酒田	事業実施なし。			
ファミリー・サポート・センター	市総合文化センター内に設置 事業内容: 会員組織による相互育児援助 活動 会員講習会、交流会 広報紙の発行		事業実施なし。	事業実施なし。	酒田市の事業を現行のとおり継続実 施し、新市民全体が参画利用する。
家庭児童相談室	酒田市福祉事務所内に設置 事業内容: 家庭福祉に関する相談指導業務				
児童館	なし	升田児童館	なし	なし	当面の間、現在ある施設については 現行のとおり実施し、合併後にそのあり 方を調整する。
乳幼児健康支援一時預かり 事業(病後児保育)	制度なし。	制度なし。	制度なし。	平田保育園内専用施設で実施 定員 1日 2名 利用者負担 日額 2,000円	平田町の事業は、現行のとおり継続して実施し、新市民全体が利用する。

# 北 庄 内 合 併 協 議 会 資 料 ( 第 3 小委員会資料 )

協定項目24-(9)	福祉関係事業の取扱いについて	
調整方針(案)	社会福祉事業]	
<b>响走</b> 刀如(来)	(1)障害者福祉事業については、国・県の制度に基づくものは、合併時から統一した方法で実施する。市・町単独で行っている事業については、地域の実情に配慮し合併まで調整する。	

項 目	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
	酒田市身体障害者福祉協会	八幡町身体障害者更生会運営	松山町身体障害者更生会活動費	平田町身体障害者福祉協会	同様の目的を持った団体は統合を働
各種福祉団体等へ	運営費補助金 573 千円	補助金 80 千円	補助金 27 千円	補助金 70 千円	きかける。
Ø	精神障害者社会復帰支援事業費	八幡町心身障害児親の会補助金	松山町心身障害者親の会活動費		補助金の額は、合併時まで調整して統
補助金	補助金 219 千円	60 千円	補助金 90 千円		一した基準により交付する。
	「やさしい住まいづくり事業」	事業を実施していない。	事業を実施していない。	事業を実施していない。	酒田市の例を基本に合併時まで調整
住宅整備資金関係	障害者の日常生活のため大規模				し、新市全域で実施する。
	住宅改修の借入金に対して利子				
	補給を行なう。				
	「住宅福祉機器設置事業」				
	障害者の日常生活のための住宅				
	福祉機器の購入費に対し補助を				
	行う。				
	対象:65 歳未満の身体障害者				
	在宅で常時失禁状態の重度障害	在宅で常時失禁状態の重度障害	在宅で常時失禁状態の重度障害	在宅で常時失禁状態の重度障害	酒田市の例を基本に合併時まで調整
重度心身障害者等	者に紙おむつを交付する。	者に紙おむつを交付する	者に紙おむつを交付する	者に紙おむつを交付する	して新市全域で統一した基準で実施す
おむつ支給事業					<b>ప</b> .
	支給基準:現物支給(月単位)	支給基準:現物支給(月単位)	支給基準:現物支給(月単位)	支給基準:現物支給(月単位)	
	所得税非課税 8,000円	所得税非課税 7,000円	所得税非課税 8,000円	所得税 3 万未満 8,000 円	
	(県費)	(県費)	(県費)	(県費)	
	所得税課税 6,000 円	所得税課税 5,000 円	所得税 3 万未満 8,000 円		
	(市単)	(町単)	所得税 3 万以上 4,000 円		
			(町単)		
一下法化电本结叶	人工透析患者の通院に要した交通費	- を補助する。	•		県補助事業で各市町で差異が無いた
人工透析患者補助	支給額 通院距離 15 km未満 月@:	1,500 円 15 km以上 30 km未満 月@2	,000円 30 km以上 月@3,000円		め、現行のとおり新市全域で実施する。

# 北 庄 内 合 併 協 議 会 資 料 ( 第 3 小委員会資料 )

	協定項目24-(9)	福祉関係事業の取扱いについて
	調整方針(案)	[社会福祉事業]
		(1)障害者福祉事業については、国・県の制度に基づくものは、合併時から統一した方法で実施する。市・町単独で行っている事業については、地域の実情に配慮し合併までに調整する。

項目	酒 田 市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
	在宅障害者の福祉増進を図るた	在宅障害者の福祉増進を図るた	事業実施なし。	事業実施なし。	補助金の基準は、酒田市の例により
障害者小規模作業所	め作業所の事業実施に必要な運	め作業所の事業実施に必要な運			実施する。
	営費を次の基準により助成する。	営費を次の基準により助成する。			
	A型(入所者 16 人以上)	A型(入所者16人以上)			
	6,579,000 円	9,087,000 円			
	B型(入所者8人以上)	B型(入所者8人以上)			
	4,995,000 円	6,057,000 円			
	C型(入所者5人以上)	C型(入所者5人以上)			
	2,972,000 円	3,027,000 円			
	研修費 30,000 円				
	賃借料月額 1/2 上限 240,000 円				
	重度加算 型 432,000 円	重度加算 型 432,000 円			
	型 288,000 円	型 288,000 円			
	型 144,000 円	型 144,000 円			
	強度行動障害 年 483,000 円	強度行動障害 年 483,000 円			
	   現在B型対象が2施設、C型対象	現在 B 型対象が 1 施設ある。			
	が1施設ある。				
	障害者と保護者の経済的負担の	町内作業所通所者に対して、町福	事業実施なし。	事業実施なし。	酒田市の例により実施する。
障害者小規模作業所	軽減を図り社会参加を促進する	祉乗合バスの減免申請にて対応			
通所費助成	ため小規模作業所等への通所に				
	要した交通費等を年間 10 万円を				
	限度に一部助成する。				
	良休陪宝老の陪宝を取り除いたり	」 あるいは軽減することによって日常生	・	/ け獲得させることも日的とした	国庫補助事業のため1市3町で差
更生医療事業	身体障害者の障害を取り除いたり、     医療給付事業	ののv   は#±/ル、y るしこにみ ノし口吊士	:/山肥川、机刀肥川で凹板し、石し、	、1は1支付Cピることで日別とした	異が無く、国基準に従い現行のとおり
	心凉和门事未				新市全域で実施する。

協定項目24-(9)	福祉関係事業の取扱いについて
祖教十分(安)	[社会福祉事業]
調整方針(案)	( 1 ) 障害者福祉事業については、国・県の制度に基づくものは、合併時から統一した方法で実施する。市・町単独で行っている事業については、地域の実情に配慮し合併までに調整する。

項目	酒 田 市	八幡町	松 山 町	平田町	調整方針
身体障害者タクシー 利用券交付事業等 (酒田市障害者ほっと	重度障害者の快適な生活と社会 参加を図るため次の基準により 実施する。	心身障害者の社会参加を図るため次の基準により実施する。	心身障害者の社会参加を図るため次の基準により実施する。	心身障害者の社会参加を図るため次の基準により実施する。	酒田市の例を基本に合併時まで調整し新市全域で統一した方法で実施する。
ふくし券)	対象者:身体障害者1・2級、知 的障害者A、精神障害者1級	対象:身体障害者 1~4級(重 複障害1~4級) 知的障害者 療育手帳所持者及 び養護学校通学者	対象:身体障害者 1~4級 知的障害者 療育手帳所持者及 び養護学校通学者	対象:身体障害者 下肢・体幹1 ~4級(重複障害1~4級) 視 覚、内部1~4級 知的障害者 療育手帳所持者及 び養護学校通学者、 精神障害者 1級	
	交付額: 年 9,000 円 ( @500 円 × 18 枚 )	交付額: 1月当たり3枚(@610円)	交付額: 年間上限24枚 (月2枚@610円)	交付額:年間上限36枚、1月当 たり3枚(@550円)	
	対象事業 タクシー利用料金、 るんるん バスの回数券購入費、 短期入所 支援事業、 民間介護の家たくせ い利用料金、 障害者ホームヘルプ・サー ピ・ス支援事業の利用負担金、 訪 問入浴サービ・ス事業の利用料金等	対象事業 タクシー利用料金	対象事業 タクシー利用料金	対象事業 タクシー利用料金	
身体障害者訪問入浴 サービス事業	在宅の身体障害者で入浴が困難者を対象 介護保険非該当者 月5回 社協・福祉のひろば 利用料金は、身障デイサービスの 負担基準額に準じる。	事業実施なし。	在宅の身体障害者で入浴が困難 者を対象 介護保険非該当者 福祉のひろば 利用料金 1,250円/回	事業実施なし。	国庫補助事業のため基本的に差異が無いことから、国の基準により新市全域で実施する。利用回数は、月5回までとする。
障害者社会参加促進 事業	障害者の社会参加を図るため次の事業を実施する。 手話奉仕員養成事業 手話 奉仕員派遣事業 点字広報等 発行事業 自動車運転免許取 得・改造費助成 福祉機器リサ イクル事業 スポーツ大会・ス ポーツ教室開催事業 重度身 体障害者移動支援事業	障害者の社会参加を図るため次の事業を実施する 自動車運転免許取得・改造費助 成	障害者の社会参加を図るため次 の事業を実施する 自動車運転免許取得・改造費助 成	障害者の社会参加を図るため 次の事業を実施する 手話奉仕員派遣事業 自動 車運転免許取得・改造費助成	各事業について酒田市の例を基本 に新市全域で実施する。

協定項目24-(9)	福祉関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	[社会福祉事業]
	(1)障害者福祉事業については、国・県の制度に基づくものは、合併時から統一した方法で実施する。市・町単独で行っている事業については、地域の実情に配慮し合併までに調整する

項目	酒 田 市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
日常生活用具給付 事業	在宅の身体障害者に対し、日常	生活の便宜を図り、その福祉の増進	- 圭に資することを目的とし、日常生	活用具を給付または貸与する。	県補助事業のため1市3町で差異が無いことから、県の基準により現行のとおり新市全域で実施する。
身体障害者補装具 交付事業	身体障害者の就労や日常生活を	容易にするため、障害部位や低下し	った機能を補う補装具の交付と修理 -	を行う。	国庫補助事業のため1市3町で差異が無いことから、国の基準により現行のとおり新市全域で実施する。
進行性筋萎縮療養 事業	進行性筋萎縮症者を国立療養 所等の医療機関に入院させ、 必要な治療、訓練及び生活指 導を行い、福祉の増進を図る。	   該当者がいないため事業実施   なし。	該当者がいないため事業実施 なし。	該当者がいないため事業実施 なし。	国庫補助事業のため1市3町で差異が無いことから、国の基準により現行のとおり新市全域で実施する。
精神障害者ホーム ヘルプサービス事業	精神障害者への家事援助・身 体介護を行うもの。 委託先 社会福祉協議会	該当者がいないため事業実施 なし。	該当者がいないため事業実施 なし。	精神障害者への家事援助・身 体介護を行うもの。 委託先 平田厚生会	県補助事業のため1市3町で差異が無いことから、県の基準により現行のとおり新市全域で実施する。
特別障害者手当	日常生活において常時介護を必	要とする重度障害者に対して、特別	川な負担を軽減することを目的とし	て、手当を支給する。	国庫補助事業のため1市3町で差異が無いことから、国の基準により現行のとおり新市全域で実施する。
精神障害者地域生活 援助事業	共同生活を行う精神障害者に対し、日常生活援助を行うことにより自立生活を助長する。 つばさ(酒田市)5名 けやき荘(鶴岡市)1名 (H15実績)	該当者がいないため事業実施 なし。	共同生活を行う精神障害者に対し、日常生活援助を行うことにより自立生活を助長する。 けやき荘(鶴岡市)1名 (H15実績)	該当者がいないため事業実施 なし。	国庫補助事業のため1市3町で差異が無いことから、国の基準により現行のとおり新市全域で実施する。
せき髄損傷介護手当	せき髄損傷者を介護している 者に手当てを支給し、福祉の 増進を図る。対象者:身障1・ 2級で20歳以上のせき髄傷者 を介護している者。 支給額 月5,000円	事業実施なし。	事業実施なし。	事業実施なし。	酒田市の例により新市全域で実施する。
支援費制度事業	知的障害者地域生活援助事業、	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・ ービス事業、 グループホーム委請 身体障害者援護措置事業、 身体障	・ 托事業(除精神グループホーム) 意害者短期入所事業、 知的障害	支援費制度に基づく事業ため1市3町で 差異が無く、国の基準により新市全域で実施 する。

# 北 庄 内 合 併 協 議 会 資 料 ( 第 3 小委員会資料 )

協定項目24-(9)	福祉関係事業の取扱いについて	
調整方針(案)	社会福祉事業]	
	(2)地域福祉計画については、合併後速やかに策定する。	ļ
	(3)社会福祉協議会については、合併時に統合するよう働きかける。社会福祉協議会に委託している事業及び運営補助については、地域の実情に配慮しながら合併までに調整し、整理統合を図	る。
	(4)民生児童委員協議会については、現在の酒田市の連合会組織に町の協議会が加盟統合することとし、単位協議会への補助等については、合併までに調整し、統一した方法で実施する。	

項目	酒 田 市	八幡町	松山田	J	平田「	IT	調整方針
	地域福祉計画は、社会福祉法に新たに規定(第107条)され、平成15年4月1日から施行されている。この計画は、これまでの障害者・高齢者・						合併する市町が連携して、多様化す
地域福祉計画							る福祉ニーズなど地域の課題等を勘
						案し、合併後に新市の地域福祉計画と	
							して速やかに策定する。
	市町の合併に伴い、社会福祉協議	 会としても社会福祉法に基づき、法	定合併の事務的準備を進め	りる必要がある	3.		社会福祉協議会については、合併時
社会福祉協議会	そのため、平成15年5月2日に酒	田市社会福祉協議会の主催により	第1回酒田市・飽海4町社	t会福祉協議 <i>会</i>	会事務局会議」を開催し、	合併に向け	まで統合するように働きかける。社会
	た検討を始めた。そのときの議題は						福祉協議会に各市町で委託している
	合併に向けての基本的考え方(行	政との連携など) 体制づくり(	課題の検討など) 任意台	合併協議会の立	なち上げなどとなってい	<b>3</b> .	事業及び運営補助については、地域の
	しかし、各市町社会福祉協議会の	合併協議会参画の意思表示が整って	おらず協議が始まっていた	い状況にある	5.		実情に配慮しながら、合併時までに調
	課題						整し整理統合を図る。
	各社会福祉協議会は、法人組織	としては類似しているものの個々	の事業内容は実施の有無か	b範囲に隔た!	りがあり、地域住民の参	診加形態とし	
	ても、その仕組み(住民会費制度	、地区社協組織、各委員会制度な	ど)は様々である。地域社	量祉の増進の1	ため、市町村合併に即原	いた合併社	
	協を構築するため、各市町の福祉	担当課の助言指導が不可欠となる					
	連合会数 1組織	単位民協数 1組織	単位民協数	1 組織	単位民協数	1 組織	民生児童委員協議会については、現
民生児童委員協議会	単位民協数 11組織	民生委員数 25人	民生委員数	22 人	民生委員数	22 人	在の酒田市の連合会組織に町の協議
	民生委員数 175 人	主任児童委員数 2人	主任児童委員数	2 人	主任児童委員数	2 人	会が加盟統合することとし、単位協議
	主任児童委員数 22人						会への補助等については、合併時まで
							に調整し統一した方法で実施する。
	民生児童委員は厚生労働大臣の委	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	 との向上に幅広い活動を行っ	ている。			
	また、酒田市では、活動基盤であ	る民生児童委員協議会連合会が昭和	]48年に発足し、行政や社	t会福祉協議 <i>会</i>	会と連携して、諸活動の	舌発化、運営	
	の改善に努めている。						
	課題						
	   合併に伴う民生児童委員の定数に	ついては県で定めるのもとなってい	∖るが、人口10万以上の酉	己置基準が適用	月されることから、全体i	配置、特に市	
	街地と農村部、境界付近でのエリア、人数設定などの調整が予想される。また、一斉改選の時期が、平成16年11月30日であることから、その後3か年の任期をどのようになるのか、県の意向や各町の現状と課題を今後、調整する必要がある。						

協定項目24-(9)	福祉関係事業の取扱いについて		
	[社会福祉事業]		
調整方針(案)	(5)生活保護事業については、国・県の制度に基づき新市で実施する。		
	(6)日本赤十字社関係事務については、酒田市の例により統一して実施する。		

項目	酒 田 市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
	これまで庄内総合支庁で対応していた4町の対象者について、新市では市の福祉事務所で対応することになる。				生活保護事業については、国・
生活保護事業				·	県の制度に基づき新市で実施す
	生活保護世帯数 451	生活保護世帯数 18	生活保護世帯数 18	生活保護世帯数 23	<b>ప</b> .
	人員 604	人員 28	人員 22	人員 32	
	平成16年3月末現在	平成16年3月末現在	平成16年3月末現在	平成16年3月末現在	
	毎年6月1日~30日を日赤社費納	入強化月間とし各自治会長等の協力を	<u> </u> 得て社費を募集する。平行して日赤活	    動広報を全戸配布し日赤活動の理解	日本赤十字社関係事務につい
日本赤十字社関係	と周知を図る。				ては、酒田市の例により統一して
事務	社費:700円/年				実施する。
	市で事務を担当するが事業費	町で事務を担当	町で事務を担当	町で事務を担当	
	の使途等については、日赤運営協				
	議会を組織し、決定している。				
	主な事業				
	被災者救護事業(火災等への見	主な事業	主な事業	主な事業	
	舞金等)  救急法等各種講習会	被災者救護事業(火災等への見	被災者救護事業(火災等への見	被災者救護事業(火災等への見	
	の開催、 夏季海浜救護所への保	舞金等) 各種団体への助成(献	舞金等 ) 救急法等各種講習会	舞金等 ) 救急法等各種講習会	
	健師の派遣、 各種団体への助成	血)	の開催、 各種団体への助成(婦	の開催、 各種団体への助成(献	
	(献血、各日赤奉仕団等) そ		人日赤奉仕団)、その他(血液	血入	
	の他(血液事業の推進、各義援金		事業の推進等)	その他(血液事業の推進、各義	
	受付、救護箱の貸し出し)			援金受付、救護箱の貸し出し)	

協定項目24-(9)	福祉関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	[社会福祉事業] (7)医療タクシー事業については、現在事業実施地域については、基本的に現行のとおりとするが、合併後速やかに見直しを図る。

項目	酒 田 市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
				心身の傷病の治療のため通院するに当	現在事業実施地域については、基本的に現
医療タクシー事業	事業実施なし。	事業実施なし。	事業実施なし。	たって交通手段に欠けるている者に対し	行のとおり実施するが、合併後に速やかに見
				援助する。	直しを図る。
				対象者	
				長期間医療機関等に通院する者で交通	参考
				手段に欠ける者。	H15 の実績
				交付基準	登録者 141 人、利用者 85 人、
				6 1 0 円 (基本料金分の利用券)を	利用枚数 1,173 枚、補助金総額 715,530 円
				月4枚交付 年間48枚交付	

## 北 庄 内 合 併 協 議 会 資 料 (第3小委員会資料)

協定項目24-(9)	福祉関係事業の取扱いについて	
調整方針(案)	[福祉医療給付事業] (1)乳幼児医療費助成事業については、県の医療給付事	事業の基準により、合併時に統一する。ただし、0歳児については、扶養者の所得制限なしとする。

所管部会・分科会市民生活部会・国保分科会

項目	酒 田 市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
	【目的】 乳幼児(就学前児)に対し、医療費の負担を軽減するために医療給付を行い、社会福祉の増進を図ることを目的とする。	【目的】 乳幼児(就学前児)に対し、医療費の負担を軽減するために医療給付を行い、社会福祉の増進を図ることを目的とする。	【目的】 乳幼児(就学前児)に対し、医療費の負担を軽減するために医療給付を行い、社会福祉の増進を図ることを目的とする。	【目的】 乳幼児(就学前児)に対し、医療費の負担を軽減するために医療給付を行い、社会福祉の増進を図ることを目的とする。	
(1)乳幼児医療費助成事業	成。対象者は次のとおり。	【内容】 保険適用の場合の自己負担金を助成。対象者は次のとおり。 0歳児~6歳児(就学前児):扶養者の所得金額が330万円以下のもの他に町単独事業で扶養者の所得が330万円を超える乳幼児も対象としている	【内容】 保険適用の場合の自己負担金を助成。対象者は次のとおり。 0歳児~6歳児(就学前児):扶養者の所得金額が330万円以下のもの他に町単独事業で扶養者の所得が330万円を超える乳幼児も対象としている	【内容】 保険適用の場合の自己負担金を助成。対象者は次のとおり。 0歳児~6歳児(就学前児):扶養者の所得金額が330万円以下のもの他に町単独事業で扶養者の所得が330万円を超える乳幼児も対象としている	乳幼児医療費助成事業については、県の医療給付事業の基準により、合併時に統一する。ただし、0歳児については、扶養者の所得制限なしとする。
	【平成 1 5 年度実績】 対象者数: 4,532人 対象件数: 69,530件 給付額: 129,910,443円 (内市単独事業分6,573,296円)	【平成 1 5 年度実績】 対象者数:381人 対象件数:4,921件 給付額:8,454,220円 (内町単独事業分1,732,070円)	【平成 1 5 年度実績】 対象者数: 278人 対象件数: 3,940件 給付額: 6,228,793円 (内町単独事業分732,605円)	【平成 1 5 年度実績】 対象者数: 388人 対象件数: 4,959件 給付額: 9,291,008円 (内町単独事業分1,842,205円)	

## 北 庄 内 合 併 協 議 会 資 料 (第 3 小委員会資料)

協定項目24-(9)	福祉関係事業の取扱いについて	
調整方針(案)	[福祉医療給付事業] (2)重度心身障害(児)者医療費助成事業については、県の医 については、助成事業の対象者とする。 (3)母子家庭等医療費助成事業については、県の医療給付事業	⑤療給付事業の基準により、合併時に統一する。ただし、国民年金障害基礎年金2級受給権者(20歳前障害のみ) ⑥を基準により、合併時に統一する。

所管部会・分科会 市民生活部会・国保分科会

項目	酒 田 市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
	【目的】 重度心身障害(児)者に対し、医療 費の負担を軽減するために医療給付を 行い、社会福祉の増進を図ることを目 的とする。	【目的】 重度心身障害(児)者に対し、医療費の負担を軽減するために医療給付を行い、社会福祉の増進を図ることを目的とする。		【目的】 重度心身障害(児)者に対し、医療費の負担を軽減するために医療給付を行い、社会福祉の増進を図ることを目的とする。	
(2)重度心身障害(児)者医療費助成事業	【内容】 保険適用の場合の自己負担金の助成。 身体障害者手帳1,2級所持者、療育手帳A所持者等の他に、市単独で国民年金障害基礎年金2級受給権者(20歳前障害のみ)も対象。	【内容】 保険適用の場合の自己負担金の助成。 身体障害者手帳1,2級所持者、療育手帳A所持者等対象。	【内容】 保険適用の場合の自己負担金の助成。 対象は身体障害者手帳1,2級所持者、療育手帳A所持者等。	【内容】 保険適用の場合の自己負担金の助成。 身体障害者手帳1,2級所持者、療育手帳A所持者等対象。	重度心身障害(児)者医療費助成事業については、県の医療給付事業の基準により、合併時に統一する。ただし、国民年金障害基礎年金2級受給権者(20歳前障害のみ)については、助成事業の対象者と
	【平成 1 5 年度実績】 対象者数: 2,218人 対象件数: 47,876件 給付額: 294,700,292円 (内市単独分16,566,377円)	【平成 1 5 年度実績】 対象者数:197人 対象件数:3,648件 給付額:25,681,535円	【平成 1 5 年度実績】 対象者数:113人 対象件数:2,249件 給付額:14,958,502円	【平成 1 5 年度実績】 対象者数: 175人 対象件数: 4,082件 給付額: 20,605,107円	する。
	【目的】 母子家庭等に対し、医療費の負担を 軽減するために医療給付を行い、社会 福祉の増進を図ることを目的とする。	【目的】 母子家庭等に対し、医療費の負担を 軽減するために医療給付を行い、社会 福祉の増進を図ることを目的とする。	【目的】 母子家庭等に対し、医療費の負担を 軽減するために医療給付を行い、社会 福祉の増進を図ることを目的とする。	【目的】 母子家庭等に対し、医療費の負担を 軽減するために医療給付を行い、社会 福祉の増進を図ることを目的とする。	
(3)母子家庭等医療費助成事業	【内容】 保険適用の場合の自己負担金を助成 所得税非課税で次の者 ・配偶者のない女子で18歳以下の児 童を扶養している者とその児童 ・父親が身体又は精神の重度の障害を 有する場合にその児童(18歳以下) とその母親 ・父母のいない18歳以下の児童	【内容】 保険適用の場合の自己負担金を助成所得税非課税で次の者・配偶者のない女子で18歳以下の児童を扶養している者とその児童・父親が身体又は精神の重度の障害を有する場合にその児童(18歳以下)とその母親・父母のいない18歳以下の児童	【内容】 保険適用の場合の自己負担金を助成所得税非課税で次の者・配偶者のない女子で18歳以下の児童を扶養している者とその児童・父親が身体又は精神の重度の障害を有する場合にその児童(18歳以下)とその母親・父母のいない18歳以下の児童	【内容】 保険適用の場合の自己負担金を助成所得税非課税で次の者・配偶者のない女子で原則として就労により18歳以下の児童を扶養している者とその児童・父親が身体又は精神の重度の障害を有する場合にその児童(18歳以下)とその母親・父母のいない18歳以下の児童	母子家庭等医療費助成事業 については、県の医療給付事 業の基準により、合併時に統 ーする。
	【平成15年度実績】 対象者数:1,192人 対象件数:13,736件 給付額:37,037,987円	【平成 1 5 年度実績】 対象者数:100人 対象件数:906件 給付額:2,693,607円	【平成 1 5 年度実績】 対象者数:31人 対象件数:316件 給付額:837,495円	【平成 1 5 年度実績】 対象者数: 68人 対象件数: 1,032件 給付額: 2,512,182円	